

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		図書館文化施設の使用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市図書館条例、さいたま市図書館条例施行規則
条 項		条例第 15 条から第 22 条 規則第 3 条、第 13 条から第 16 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 中央図書館管理課（電話：048-871-2172）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>大宮図書館の文化施設を利用できるものは、市内に居住し、通勤し、または通学する者、広域利用に関する協定書を締結している市又は町に居住している者のほか教育委員会が臨時に必要なと認める者及び市内の機関又は団体とする。</p> <p>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用を制限する。</p> <p>(1) 風紀を害し、または秩序を乱すおそれがあるとき。  (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。  (3) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき。  (4) この条例の規定に違反したとき。  (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和元年 5 月 7 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		